

# 事故防止に関する指針

社会福祉法人たけのこ会

## 1. 基本的な考え方

安全かつ適切に質の高い介護サービスを提供するために、介護・医療による事故を未然に防ぎ、万が一事故が発生した場合は、速やかな対応と同じ事故を繰り返すことがないように、職員一人ひとりが必要な予見知識の習得に努めるとともに、組織的に事故防止対策に取り組むことにより、利用者が安全に快適な生活を過ごすことができるよう努める。

## 2. 介護事故防止委員会の設置

介護事故発生の防止に取り組むにあたり、「事故防止対策委員会」を設置する。

### (1) 設置の目的

施設内での介護事故を未然に防止し、安全かつ適切で質の高いサービスを提供する体制を整備する。万一介護事故が発生した場合は、その後の経過対応が速やかに行われ、利用者・家族へ最善の対応を提供できることを目的とする。

### (2) 事故防止対策委員会の構成員

- ・管理者
- ・介護支援専門員
- ・看護師
- ・介護職員

### (3) 事故防止対策委員会の開催

四半期毎に開催し、事故報告書、ヒヤリハット報告書を集計し、介護事故発生の未然防止、再発防止等の検討を行う。

なお、重大事故等が発生した場合は、随時委員会を開催する。

### (4) 事故防止対策委員会の役割

- ①介護事故発生時の対応に関すること
- ②介護事故等ヒヤリハット報告、事故報告の分析及び改善策に関すること
- ③介護事故防止の改善策及びその周知徹底に関すること
- ④介護事故防止マニュアル・事故（ヒヤリハット）報告書等の整備に関すること
- ⑤介護事故防止のための情報提供に関すること
- ⑥介護事故防止のための社員研修に関すること

## 3. 社員研修に関する基本方針

事故発生防止の基本的内容等の適切な知識の普及や安全管理の徹底を図るため、事

故防止委員会を中心として介護事故発生防止に関する職員への教育・研修を職員採用時に行うとともに、事故防止に関して年2回職員研修を実施する。

#### 4. 介護事故等の報告方法、改善のための方策

##### (1) 報告方法の確立

情報収集のため、事故報告書・ヒヤリハット報告書を作成し、報告システムを確立する。報告された情報は、分析・検討を行い、事業所内で共有し、再び事故を起こさないための対策をたてるために活用する。

なお、事故報告書、ヒヤリハット報告書の様式は、別に定める。

また、事故報告書、ヒヤリハット報告書を提出した職員に対し、当該報告書を提出したことを理由に不利益処分は行わない。

##### (2) 事故要因の分析

報告された情報は、事故防止対策委員会で問題点の分析・評価を行う。

分析にあたっては、ハード面、ソフト面、環境面、人的面等から要因分析を行い、再発防止に関する方策に生かす。その際、業務改善のための情報分析も併せて行うこととする。

##### (3) 改善策の周知徹底

事故報告書、ヒヤリハット報告書は、各ユニットで検討した対策を明記し、全ユニットへ配布する。

また、事故防止対策委員会において事故報告書、ヒヤリハット報告書を集計し介護事故の発生時の状況等を分析することにより、介護事故の発生原因、発生傾向、結果等を取りまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を周知したうえで実施する。

なお、防止策を講じた際には、その効果について定期的に評価する。

#### 5. 介護事故発生時の対応に関する基本方針

##### (1) 利用者、家族への対応・事故処理

介護保険サービスを提供するうえで事故が発生した場合は、利用者、家族に対し必要な処置を講ずる等、速やかな対応かつ迅速・適切な事故処理を行う。その際は、過失の有無に関わらず、利用者、家族へ誠実な対応を行うことを第一に心掛けなければならない。

また、事故の状況及び事故に際して行った処置等については、必ず記録し、損害賠償の責を負う必要がある時は、速やかに対応することとする。

##### (2) 家族に対する説明・連絡

家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先へ速やかに連絡を行う。

また、事故の発生状況については、適切な説明が迅速に行うこととする。

- ①事故発生状況及び施設職員の対応状況
  - ②事故の発生原因及び再発防止策
  - ③事故により損害が発生している場合は、施設の賠償責任の有無
- (3) その他の連絡・報告
- 必要に応じてサービス事業者等へ連絡し、保険者（五島市、長崎県）に対して所定の事故報告書により報告を行うこととする。
- (4) 損害賠償
- 事故状況により損害賠償等の必要性が生じた場合は、事業所が加入する損害賠償保険の請求事務を行うこととする。

## 6. 指針の閲覧

この指針は、当施設の事務所に配備する他、当施設のホームページ、介護サービス情報公表システムに掲載し、いつでも自由に閲覧することができます。

## 附 則

1. 本指針は、令和3年4月1日から施行する。